

大阪市条例第39号

大阪市立障害者就労支援施設条例及び大阪市立心身障害者リハビリテーションセンタ 一条例の一部を改正する条例

(大阪市立障害者就労支援施設条例の一部改正)

第1条 大阪市立障害者就労支援施設条例（昭和52年大阪市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(設置) 第1条 本市に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第14項</u>に規定する就労移行支援、<u>同条第15項</u>に規定する就労継続支援及び<u>同条第16項</u>に規定する就労定着支援を行うことを目的とする施設（以下「施設」という。）を設置し、その名称及び位置は、別表のとおりとする。 (業務の範囲) 第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。 (1) 法<u>第5条第14項</u>に規定する就労移行支援及び<u>同条第15項</u>に規定する就労継続支援の実施に関すること (2) 法<u>第5条第16項</u>に規定する就労定着支援の実施に関すること（施設において同項に規定する就労定着支援を行うことができる状況にあると市長が認める場合に	(設置) 第1条 本市に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第13項</u>に規定する就労移行支援、<u>同条第14項</u>に規定する就労継続支援及び<u>同条第15項</u>に規定する就労定着支援を行うことを目的とする施設（以下「施設」という。）を設置し、その名称及び位置は、別表のとおりとする。 (業務の範囲) 第15条 [同左] (1) 法<u>第5条第13項</u>に規定する就労移行支援及び<u>同条第14項</u>に規定する就労継続支援の実施に関すること (2) 法<u>第5条第15項</u>に規定する就労定着支援の実施に関すること（施設において同項に規定する就労定着支援を行うことができる状況にあると市長が認める場合に

限る。)	限る。)
[(3)・(4) 略]	[(3)・(4) 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第2条 大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例（昭和59年大阪市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(事業) 第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 [(1)・(2) 略] (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）、同条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）、同条第10項に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）、同条第12項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（以下「障害児」という。）に係る障害者総合支援法第5条第19項に規定する計画相談支援（以下「計画相談支援」という。）及び障害児に係る同条第20項に規定する基本相談支援 [(4)・(5) 略]	(事業) 第2条 [同左] [(1)・(2) 同左] (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）、同条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）、同条第10項に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）、同条第12項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（以下「障害児」という。）に係る障害者総合支援法第5条第18項に規定する計画相談支援（以下「計画相談支援」という。）及び障害児に係る同条第19項に規定する基本相談支援 [(4)・(5) 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。